

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和七年一月十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 高 頭 秀 和

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和七年一月八日
指定に係る道路の位置	<p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内十一街区十九画地地先から十六街区三画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内三号街区公園地先から十六街区十三画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内十五街区一画地地先から十七街区四画地地先まで</p> <p>深谷都市計画事業中央土地区画整理事業区域内十五街区八画地地先から十八街区二画地地先まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>五十四・八〇</p> <p>三十二・〇〇</p> <p>四十三・〇〇</p> <p>八・〇〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>八・〇</p> <p>八・〇</p> <p>十二・〇</p> <p>八・〇</p>